

広島県告示第七百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十五年十月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年十月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三二三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
福山市神辺町大字下御領字高湊町一三三五番二地先から 福山市神辺町大字上御領字大苗代一九一〇番六地先まで	新	八・〇〇〇 二六・五〇〇	三、一五三 〇〇	ルート変更 拡幅 一般国道四 八六号と重 複
福山市神辺町大字下御領字高湊町一三三五番二地先から 福山市神辺町大字上御領字松本一六九〇番一地先まで	旧	六・五〇〇 二六・五〇〇	三、四八七 ・五〇	一般国道四 八六号と重 複延長三、 一五三メー トル 県道福山上 御領線と重 複延長三二 四メートル

- 一 道路の種類
 - 一般国道
- 二 路線名
 - 四八六号
- 三 道路の区域

区	間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
福山市神辺町大字上御領字大苗代一九一〇番一 地先から 福山市神辺町大字下御領字高渕町一三三五番二 地先まで	福山市神辺町大字上御領字大苗代一九一〇番一 地先から 福山市神辺町大字下御領字高渕町一三三五番二 地先まで	旧	八・〇〇〇 二六・五〇〇	三、一五三 〇〇	一般国道三二 三号と重複
福山市神辺町大字上御領字横田一六三九番一地 先から 福山市神辺町大字下御領字高渕町一三三二番一 地先まで	福山市神辺町大字上御領字横田一六三九番一地 先から 福山市神辺町大字下御領字高渕町一三三二番一 地先まで	新	二〇・〇〇〇 九八・〇〇〇	三、七四五 〇〇	ダブルウェイ 一般国道三二 三号と重複